

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成26年9月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 甲西中央プラザ 湖南市中央一丁目38番地
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前10時から午後8時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から午後9時30分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時まで
- 3 変更年月日 平成26年9月19日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原 平和
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原 平和 ほか9者
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 11,653平方メートル
 - (4) 駐車場の収容台数 420台
 - (5) 駐輪場の収容台数 160台
 - (6) 荷さばき施設の面積 56平方メートル
 - (7) 廃棄物等の保管施設の容量 35.5立方メートル
 - (8) 駐車場の出入口の数 8か所
 - (9) 荷さばき施設において荷さばき行うことができる時間帯 午前4時から午後10時まで
- 5 届出年月日 平成26年9月10日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1-1
湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 平成26年9月24日から平成27年1月26日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成27年1月26日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1